

# 日本の非上場企業の税負担削減行動\*

— その決定要因及び税率分布の検証 —

船 城 公 教

## I. 導入

近年、企業の税負担削減行動による課税逃れが社会的な問題となっている。租税は国家財政の根幹をなすものであるから、税負担削減行動の蔓延は国家の存亡にも関わる。実際、多国籍企業に対する課税は各国の課税当局同士の課税権の争いになっている。そのような状況の中で、会計の観点から企業の税負担削減行動を分析する研究がなされている。

企業の税負担を低減させる行動は3種類に分類される。一般に認められた範囲で税務行動を選択し、合法的な手段で税負担を低減させる「節税」行動、節税と脱税の中間的な行動として、法規制には抵触していないものの、通常の経済人の行動からは逸脱した税務行動を選択し、税負担を不当に減少又は排除する「租税回避」行動、そして、違法的な手段で税負担を不当に減少又は排除する「脱税」行動である。しかし、節税か租税回避か、あるいは脱税か租税回避か、というのは実際非常に曖昧で、現状では明確に区別することが難しい。

そこで本稿では、企業の税負担を低減させる行動について、3つの行動を包含した「税負担削減行動 (Tax Aggressiveness)」として捉える。すなわち、税負担削減行動研究においてよく引用されている Chen et al. (2010) の定義と同様に、税負担削減行動を、合法的行動、違法な行動と同様に、グレー領域に入る行動も含めた、タックス・プラ

ニングを通じて課税所得を減少させる行動として捉えることとする。

税負担削減行動の研究は、例えば Dyreng (2008) がアメリカの企業を対象に、奥田・山下 (2011) が日本の上場・大企業を対象に行っている。しかし、これらは上場企業に限られており、中小企業を中心とする非上場企業に対するこの種の研究は未だなされていない。非上場企業は日本の企業の大半を占めており、その影響は非常に大きい。そこで、本稿では日本の非上場企業の税負担削減行動がどのように現れるか検証する。そのため、第1に、税負担削減行動の水準を見るため税率の分布を検証し、第2に、税負担削減行動の決定要因の調査を行う。

第1の検証の結果、繰越欠損金が税率分布に大きな影響を与えていることが判明した。また、中小法人に対する優遇税制によって、税率分布は中小法人と大法人の間で大きな差異が見られることがわかった。そして、第2の調査では、先行研究と異なり、規模要因は、中小法人において必ずしも税負担削減行動とは負の関係にならないことが判明した。また、資金繰り要因については、中小法人において税負担削減行動との間で有意性が確認された。

以下、II. では、税負担削減行動に関する先行研究の概要を提示する。次にIII. でリサーチ・デザインと分析に使用する説明変数について述べ、IV. でサンプルの選択について述べる。その後、V.

\* 本稿の執筆にあたっては、指導教授の阪智香教授 (関西学院大学)、井上達男教授 (関西学院大学)、地道正行教授 (関西学院大学)、野田昭宏准教授 (滋賀大学)、無記名の2名の査読者の先生から多くのご指導及び有意義なコメントを賜った。この場を借りて篤く御礼申し上げる。

では重回帰分析に入る前段階として、税率の分布を確認し、非上場企業における特徴について検証する。そしてVI. で重回帰分析による検証を行い、税負担削減行動の決定要因を明らかにする。最後のVII. では本稿の結論と限界、そして今後の課題について述べる。

## II. 先行研究

### 1. 税負担削減行動研究の概観

税負担削減行動に関する実証研究は幅広い領域で積み重ねられてきており、その裾野は広がっている。税負担削減行動と株式所有構造や経営者特性といった企業の所有と経営に関連した研究、あるいは、利益調整や会計発生高といった会計領域でも取り上げられている分野と税負担削減行動の関係を調査した研究、また、近年では税負担削減行動と企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility：以下「CSR」とする）との関係に着目した研究や、税負担削減行動と外部監査や不正との関係を分析した研究も行われている。そして、これらの税負担削減行動の水準をいかにして測定するかという研究も行われている。以下、順番に取り上げる。

まず、税負担削減行動と株式所有構造に着目した研究である。Chen et al. (2010) の研究では、財閥一族によって支配あるいは運営されている企業は通常の企業に比べて税負担削減行動が少ないことを指摘している。これは、租税回避行動に手を付けた後に税務調査が入った場合、これに対して課されるペナルティや評判の低下という税以外のコストを同族オーナーが避けようとするためである。Badertscher et al. (2013) は、所有と経営が一致している企業においては、経営者が企業に重要なコストを課しうる租税回避行動を避けるため、所有と経営の分離が進んだ企業に比べて、税負担削減行動を抑制していることを指摘している。山下他 (2011) は、2006年に申告所得公示制度が廃止されて以降、日本において税負担削減行動が増加していることを指摘した。また、役員持株比率の増加に伴い税負担削減行動が抑制され、外国人持分比率の増加に伴い税負担削減行動が促進さ

れることを明らかにしている。

経営者が企業の実効税率に与える影響を調査した Dyreng et al. (2010) の研究では、複数の企業に在籍した経営者について、その移動を追跡したデータセットを構築した上で、第1及び第4分位間の実効税率は約11%変動し、経営者は企業の税負担削減行動に重要な決定を行っていることを明らかにした。大沼 (2012) は、経営者の税負担削減行動と経営者報酬の関係を調査し、税負担削減行動は経営者報酬の増加に繋がることを指摘した。企業は、高リスクではあるものの税金支払額を減少させるために、税負担削減行動に取り組む経営者を評価していることを示唆している。また、多くの企業において利益連動型報酬が導入されていることも税負担削減行動と関係していると推測される。

次に、税負担削減行動と利益調整との関係を調査した研究である。本来、経営者が利益調整を行って利益を減少させると、税率を計算する際の分母が小さくなり税率が高くなるため、税負担削減行動と利益調整行動はトレード・オフの関係にあると考えられてきた。しかし、Frank et al. (2009) は、会計・税務処理間の不整合に伴うコストが存在するために、税負担削減行動と利益調整と間に正の関係があることを発見した。

Lanis and Richardson (2012) の研究では、企業のCSR活動と税負担削減行動の関係を調査した。より高いレベルのCSR開示を行っている企業は、税負担削減行動が抑制されていることを発見している。これは、社会的責任の大きい企業は税負担削減行動を抑制することを示唆している。労働組合と税負担削減行動の関係を調査した研究もある。Chyz et al. (2013) は、企業の税負担削減行動と組合の力には負の関係があり、労働組合の選挙勝利後は税負担削減行動が減少することを指摘した。

監査や不正と税負担削減行動の関係を調査した研究もある。McGuire et al. (2012) が監査法人の税務に関する知識及び経験がクライアントの税負担削減行動に影響を及ぼしているかについて調査し、税務のエキスパートである監査法人から税務サービスを受けている企業は、より大きな税負担削減行動を行っていることを発見した。また、監

査法人の監査と税務の結合された総体的な知識及び経験は、概ね大きな税負担削減行動に関連づけられることも発見した。Lennox et al. (2013) は、税負担削減行動と会計不正の関係を調べ、税負担削減行動に積極的に取り組んでいるアメリカの公開会社は、一般的に会計不正を犯していないということを示している。

## 2. 税負担削減行動の測定指標

上記の研究を行うに際して、税負担削減行動を如何にして測定するかが問題である。その1つの測定指標として税率指標がある。Dyrenge et al. (2008) は、税負担削減行動を測定する税率指標として税金支払額 (Cash Tax Paid) を税引前利益で除した Cash Effective Tax Rate (以下、「キャッシュETR」とする) を提唱し、アメリカの単年度、5年及び10年累積データを用いて税負担削減行動を観察している。アメリカにおける税率分布は、1年分布においてキャッシュETRが0%付近の企業の分布が最も多く、5年、10年と長期になるに従って分布の中心が税率の高い方へ移動する傾向が見られた。

我が国においても奥田・山下 (2011) が、日本の有価証券報告書企業を対象に同様の実証研究を行っている。その際、日本企業の実態に合わせて、分子の法人税等調整額の影響を除いたカレント実効税率 (Current Effective Tax Rate: 以下「カレントETR」とする) で分析を行っている。その結果、

税率の分布は短期よりも長期の税率の方が低い傾向があることが分かった。アメリカと比較すると、短期的にも長期的にも法定実効税率との差異は小さいことが分かった。また5年累積データを用いた長期カレントETRの分析では、税負担削減行動の水準に企業特性、制度特性、産業特性が影響を与えていることを発見した。

## III. リサーチ・デザイン

### 1. 法人税等の計算構造と税率の乖離

本稿は、Dyrenge et al. (2008)、奥田・山下 (2011) の先行研究を踏まえて、非上場企業における税負担削減行動を観察することが目的である。よって、税負担削減行動を測定する指標についても税率指標を採用する。税負担削減行動を観察するにあたり、何故企業により税率が異なるのかを確認する。つまり、損益計算書の法人税等 (法人税・住民税・事業税+法人税等調整額) を税引前利益で除して計算される会計上の実効税率 (Effective Tax Rate: ETR、以下「ETR」とする) が、法定実効税率 (例えば東京都の2013年3月決算法人で38.01%) と乖離する原因についても確認しておく必要がある。以下ではこれらについて、法人税等の計算構造を基に述べる。

表1に示すように、法人税は会計上の税引後当期純利益を始点として、会計上の収益及び費用と、税務上の益金及び損金が乖離する項目を加算及び

表1 法人税の計算構造

計算過程	ETRを法定実効税率と乖離させる主な項目	ETRへの影響
<b>税引後当期純利益</b>		
加算	交際費等の損金不算入 寄付金等の損金不算入	上昇
減算	受取配当等の益金不算入	下降
<b>課税所得</b>		
<b>法人税額 (課税所得×税率)</b>		
法人税額の特別控除	試験研究費の特別控除 特定機械装置等の特別控除	下降
<b>差引法人税</b>		

減算して課税所得を算出し、これに法人税率を掛け合わせて算出される。この加算及び減算項目のうち、減価償却超過額のような会計と税務の認識の乖離がやがて解消するような一時差異については、税効果会計の適用により法人税等調整額で調整されるため、ETR と法定実効税率に乖離が生じることはない。しかし、交際費のように会計と税務の差異が永久に解消されない永久差異が生じると、税率に乖離が生じる。ETR を上昇させる永久差異項目としては、損金不算入の交際費や寄付金が挙げられ、会計上の実効税率を下降させる永久差異項目としては、益金不算入の受取配当金が挙げられる。

また、税率に関係なく税額を直接増加及び減少させる項目も存在する。例えば試験研究費のうち、一定割合（10%程度）の金額を法人税額から直接控除できる試験研究費の特別控除制度等が挙げられる。これらの控除を適用した企業のETRは下降する。また、住民税均等割のように所得の有無に関わらず資本金等の額によって毎年固定的に課される税金があり、これはETRを上昇させる要因となっている。

さらに、評価性引当額の増減も税率を乖離させる要因となる。企業は繰延税金資産の回収可能性

の評価を行い、一部または全部の回収が見込まれないと判断した場合、その部分を評価性引当額として繰延税金資産を取り崩す処理を行う。この際、取り崩された繰延税金資産の額に見合って法人税等調整額が変動することになる。したがって、法人税等の額が増加し、ETRが上昇することとなる。このように、ETRと法定実効税率が乖離する様々な原因が存在するため、企業によって税率は異なることとなる。

最後に、税率を考察するにあたっては、税制上の取り扱いの差異を考慮する必要がある。法人税法上、資本金1億円以下の企業は「中小法人」、資本金1億円超の企業は「大法人」とされる。表2に示すように、中小法人に対しては、大法人と比して様々な優遇措置が設けられている。また中小法人では、軽減税率や住民税均等割の減少といった項目が存在するため、全体として大法人と比してETRが小さい傾向になることが推測される。

## 2. 税率指標

一般に、税額を税引前利益で除して算定される税率は、低ければ低いほど税負担削減行動の水準が高いとされる。税率指標はいくつか存在するため、先行研究で使用された指標も取り上げて、採用す

表2 中小法人に対する主な税制上の優遇措置

<p><b>【資本金1億円以下】</b></p> <p>[法人税]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税所得800万円以下に対して軽減税率適用</li> <li>・交際費の一定額損金算入</li> <li>・少額減価償却資産（30万円未満）の一括損金算入（年300万円まで）</li> <li>・留保金課税対象外</li> <li>・欠損金の繰越控除の繰越額に制限無し（大法人は80%に制限）</li> <li>・欠損金の繰戻還付</li> </ul> <p>[地方税]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人事業税の外形標準課税対象外</li> <li>・住民税均等割減少</li> </ul> <p>[税務調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所轄が国税局から各税務署へ</li> </ul> <p><b>【資本金3,000万円以下】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者等が機械を取得した場合の特別償却又は税額控除（特定機械装置等の特別控除）</li> </ul> <p><b>【資本金1,000万円以下】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税均等割減少</li> </ul>
---

る指標について考察する。

(1) キャッシュ実効税率 (Cash Effective Tax Rate : キャッシュETR)

$$\text{キャッシュETR} = \frac{\text{法人税等支払額}}{\text{税引前利益}}$$

キャッシュETRは、分子にキャッシュ・ベースの数値である法人税等支払額を用いた実効税率である。Dyrenge (2008) 等もこの税率を採用している。ETRは法人税等調整額を加味しているため、一時差異の影響を取り除いているという問題があった。一方、法人税等支払額には一時差異の影響も含まれているため、一時差異及び永久差異を生じさせるような税負担削減行動を反映している。また、アメリカは予定納税を行うため、基本的に法人税等支払額は税引前利益に対応している。しかし、この指標は日本に適用するには大きな問題点がある。

日本では予定申告を行わず、事業年度開始後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内に前年度の法人税額を基準に中間申告を行い、事業年度終了後2ヶ月以内に、当期の法人税額を計算して作成した確定申告書を提出し納付を行う。一般的に、法人税等支払額には前期の確定税額から前期の中間申告分を控除した部分と、当期の中間申告で支払った部分が混在することになる。したがって、日本においては法人税等支払額と税引前利益は期間的に完全に対応していないといえる(奥田・山下2011)。

(2) カレント実効税率 (Current Effective Tax Rate : カレントETR)

$$\text{カレントETR} = \frac{\text{法人税・住民税・事業税}}{\text{税引前利益}}$$

キャッシュETRの期間対応の問題を解決するため、奥田・山下(2011)では、分子に法人税・住民税・事業税を採ったカレント実効税率を採用している。この指標によると分母と分子は期間的に対応しており日本企業の分析には望ましい。また法人税等調整額を加味していないため、一時差

異の影響を反映しておりETRに比して有用である。しかし、本稿が取り上げる非上場企業はデータが上場企業に比して極めて限定されており法人税等調整額のデータを入手できないため、ETRによる検証しか行えない。

(3) 実効税率 (Effective Tax Rate : ETR)

$$\text{ETR} = \frac{\text{(法人税・住民税・事業税+法人税等調整額)}}{\text{税引前利益}}$$

既に述べたが、会計上の実効税率である。ETRの特徴は数値データが容易に入手可能であることと、永久差異を生じさせる税負担削減行動を反映していることである。問題点は、分子に法人税等調整額があり一時差異の影響を取り除いていることから、税の繰延をもたらすような税負担削減行動が反映されていないことである。

しかし非上場企業のサンプルのほとんどは資本金1億円以下の中小法人であり、上場企業のサンプルに比して税効果会計を適用する企業は相当限られている。よって法人税等調整額の発生による影響も限定されるのではないかと考える。したがって本稿で扱う税率は(3)のETRを用いる。

(4) 長期ETR

$$\text{長期ETR} = \frac{\sum(\text{法人税・住民税・事業税+法人税等調整額})}{\sum \text{税引前利益}}$$

今まで挙げられてきた税率はいずれも単年度の税率である。したがって、長期に渡る税負担削減行動を測ることができない。そこでDyrenge et al. (2008)では、5年及び10年の累積データを用いた長期キャッシュETRを開発して税負担削減行動を測定した。分母および分子は共に年数で合計している。奥田・山下(2011)では長期カレントETRを用いている。本稿ではETRを累積した長期ETRによる測定をV. 及びVI. で行う。本節で述べた税率指標を次の表3にまとめている。

3. 仮説の設定及びモデルの提示

奥田・山下(2011)では、税負担削減行動の決定要因を調査するため、企業特性、制度特性、産

表3 税率指標

税率指標	現金主義	発生主義		長期指標
	法人税等支払額	法人税・住民税・事業税	法人税等調整額	
キャッシュETR	○	—	—	○
カレントETR	—	○	—	○
ETR	—	●	●	●

○：該当する項目 ●：本稿で用いる項目

業特性の3つの観点から説明変数を提示し、重回帰分析を行っている。本稿においては、データ入手の困難性から企業特性の観点からの分析のみを行う。企業特性からの分析には、規模、収益性及び成長性、負債比率、資金繰りの4つの説明変数を取り上げる。

まず、規模が大きければ大きいほど、経理部や法務部への投資が可能となり、税負担削減行動が行われやすいと思われる。すなわちETRとは負の相関になる。規模を表す変数として売上高（自然対数値）を用いる。自然対数値を用いる理由は元々の売上高の歪度が51.9もあり、これを低減させて重回帰分析の精度を高めるためである。そこで税負担削減行動に規模が与える影響を確認するため、以下の仮説が設定される。

仮説1：規模が大きくなればなるほど、税負担削減行動を促進する。

次に、収益性や成長性が高いということは、それだけより多様な投資機会に恵まれているということである。例えば試験研究費のうち一定額を法人税額から控除できる研究開発税制（租税特別措置法第42条の4）の適用を受けたり、中小企業者等が機械等を取得した場合に、特別償却もしくは法人税額の税額控除（租税特別措置法第42条の6）の適用が受けられる投資をして税負担を削減する行動ができる。収益性や成長性とETRは負の相関がある。収益性や成長性の高い企業はそれだけの投資ができる余裕があるといえる。収益性の説明変数として、奥田・山下（2011）では事業利益／総資産を用いていた。しかし、事業利益は入手不能であるので、営業利益に営業外収益を

加えたものを分子に代用する。成長性の変数として売上高の成長率を用いる。そこで税負担削減行動に収益性や成長性が与える影響を確認するため、以下の仮説が設定される。

仮説2：収益性や成長性が高い企業ほど、税負担削減行動を促進する。

そして負債比率が高い企業は、それだけ多くの支払利息を損金算入させることができるため、負債の節税効果が期待できる。このような企業においては、わざわざ他の税負担削減行動を行う必要性が乏しいと考えられる。したがって負債比率とETRには正の相関があるといえる。負債比率は負債／総資産を用いる。そこで税負担削減行動に負債比率が与える影響を確認するため、以下の仮説が設定される。

仮説3：負債比率が高い企業ほど、税負担削減行動を抑制する。

さらには先行研究では取り上げられていないが、本稿では資金繰りとETRの関係について観察したい。非上場企業は、上場企業に比して信用力に欠け、資金調達能力が乏しいといえる。会社の成長のためには売上高を伸ばすことが重要であるにもかかわらず、実務においては、時によって、資金繰りをいかに上手く行うかというのが重要となる。資金繰りは企業規模に問わず重要であるが、信用力に欠ける非上場企業にとっては、より重要になってくる。よって資金が少ないときは税負担削減行動に走りやすいと考えられる。すなわち資金繰りとETRは正の相関があるといえる。資金

繰りの変数としては運転資金（流動資産－流動負債）を総資産で除したものをを用いる。そこで税負担削減行動に資金繰りが与える影響を確認するため、以下の仮説が設定される。

仮説 4：資金繰りに余裕のある企業ほど、税負担削減行動を抑制する。

最後に、Ⅲ. で取り上げたように、大法人と中小法人の差異にも注目する。税制上の取り扱いの違いによって、大法人と中小法人の実証結果に差異をもたらす可能性がある。そこで以下の仮説が設定される。

仮説 5：大法人と中小法人では、実証結果が異なる。

以上の仮説を検証するために用いる分析モデルは次のように提示される。誤差項  $\varepsilon_i$  は、 $N(0, 1^2)$  に従う確率変数である。

$$ETR_i = \alpha_0 + \beta_1 \text{売上高自然対数}_i + \beta_2 \text{売上高成長率}_i + \beta_3 \text{総資産事業利益率}_i + \beta_4 \text{負債比率}_i + \beta_5 \text{運転資金}_i + \varepsilon_i$$

#### IV. サンプルの選択

本稿では非上場企業の1年（2009年）、5年（2009～2013年）及び10年（2004～2013年）のデータを用いて、単年 ETR 及び長期 ETR の分布の比較

を行う。Bureau van Dijk の Orbis を用いて、日本の非上場企業の中から、2004～2013年の10年連続で分析に必要なデータが全て揃っている26,020社のデータを入手した。奥田・山下（2011）では、日本においては会計ビッグバンや税制改正の影響を受けてしまうので意味が無いとして、10年データによる検討は行っていない。本稿では奥田・山下（2011）との比較を重視するため、5年データを基準にデータの絞り込みを行った。なお、ETRの分布の確認においては10年データの検証も行う。奥田・山下（2011）に従い、5年間（2009～2013年）において決算期変更を行っていない企業25,479社を選択した。その中から、2009～2013年かつ、2004～2008年の税引前利益合計が正となる企業を選択し、繰越欠損金を実質的に存在していないという条件を満たす企業15,628社に絞りこんだ。奥田・山下（2011）は連結データだが、本稿では入手可能な単体データを用いている。また、異常値の処理として、上下3%の異常値を取り除く方法を採用し、最終サンプル14,690社を得た。サンプルの選択過程を表4に示している。

#### V. ETR 分布による税負担削減行動の検証

##### 1. 全体企業の ETR 分布

本節では、ETRの分布によって企業の税負担削減行動を検証する。まず、実質的な繰越欠損金の影響も含んだ分布を見るため、決算期変更の無い企業のみを選択し、1年、5年、10年の分布を図1に示した。その結果、3種類の分布それぞれ

表4 サンプルの選択

選 択 過 程	社 数	対 応
原始サンプル	26,020	
2009～2013年において決算期変更を行っていない会社を選択	25,479 (23,951)	図1
2009～2013年、かつ、2004～2008年の税引前利益合計が正となる企業を選択	15,628 (14,690)	図2
上記14,690社のうち、中小法人を抽出	(13,932)	図3
上記14,690社のうち、大法人を抽出	(758)	図4

5年データを基準に絞り込んでいる。( )内は上下3%の異常値を取り除いた値

図1 繰越欠損金の影響排除前の ETR 分布

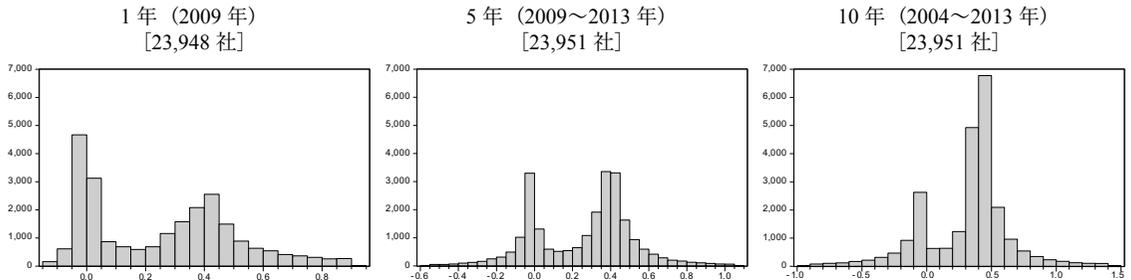
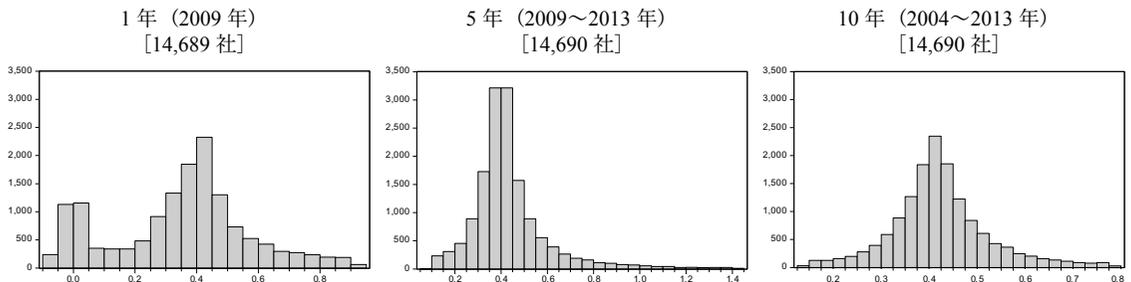


図2 繰越欠損金の影響排除後の ETR 分布



の0%付近と40%付近に大きな集団が見られた。このことからサンプルの中に2種類の集団が存在している可能性が考えられ、分析に悪影響を及ぼすため、正規分布に近づける処理を行う。

0%付近の集団は繰越欠損金の影響によりほとんど税金を納めていないか、あるいは還付を受けているものと推測される。税務上欠損金が生じた場合、繰り越して翌期以降の課税所得と相殺させて課税所得を減額し、税負担を軽減させることが認められている。繰越欠損金とは、この繰り越される欠損金のこと、2008年3月31日までに開始する事業年度においては7年間繰越すことができる（法人税法第57条：欠損金の繰越控除）。

実質的な繰越欠損金の影響を排除するため、5年データを基準に、2004～2008年かつ2009～2013年の税引前利益合計が正の企業を選択し、再び単回帰分析を行った。この結果は図2に示されている。実質的な繰越欠損金の影響を取り除くと、1年分布においては0%付近になお一定数の集団が存在するが、5年及び10年分布になれば0%付近の集団は消え、40%付近が一番多い集団

となっている。奥田・山下（2011）では分布が1年よりも5年のほうが左によっていた、つまり税率が低かったのとは対照的である。

むしろDyreg（2008）に整合する結果となっている。日本の非公開企業は、長期より短期で税金を低減させる税制を駆使していることが推測される。すなわち税法を重視した会計処理を行っている証左といえる。その一方で、日本の上場企業の分布は短期より長期的観点から税負担削減行動を行い、上場企業が税法基準よりも会計基準を重視していることの現れではないかと考えられる。

## 2. 大法人及び中小法人の ETR 分布

ここで、資本金の水準が分布にどのような影響を及ぼすかを観察する。既に述べたように資本金が1億円を超えるか否かで税制上の優遇措置に大きな差異がある。そこで、資本金1億円以下の中小法人と1億円超の大法人に分けた分布を示したのが、図3及び図4である。

1年分布において中小法人と大法人の分布に違いが観察される。0%付近の集団を見ると、図3の中小法人の分布では、相変わらず相当数の企業が残っているのに対し、図4の大法人の分布では

図3 中小法人（資本金1億円以下）のETR分布

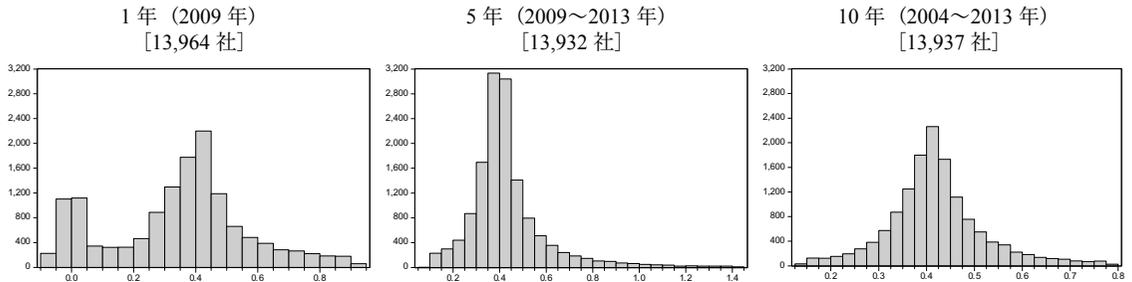
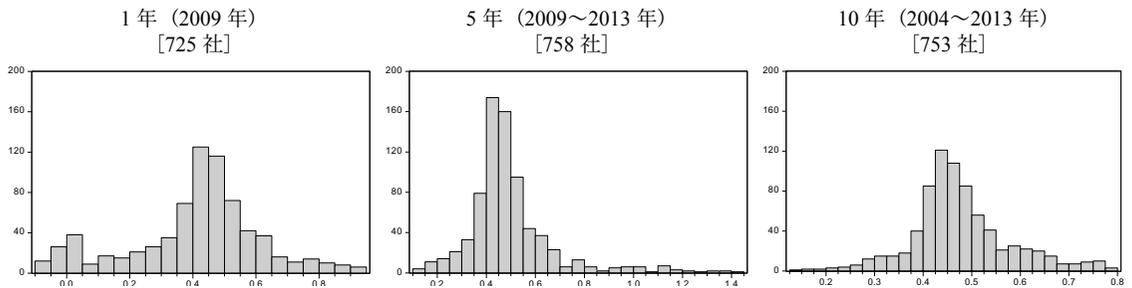


図4 大法人（資本金1億円超）



相当少なくなっている。表2で示した税制上の優遇措置は軽減税率や交際費損金算入、住民税均等割の減少等、1年ごとに税金低減効果が現れるものが多い。すなわち図3及び図4の結果は中小法人が表2の優遇措置を受けている証拠であるといえる。なお、資本金3,000万円、1,000万円の区分で分布を確認したが、図3の分布の形状とほと

んど変わらなかった。やはり資本金1億円以下か否かが、1年における税負担削減の効果に大きく影響を及ぼしているといえる。

#### VI. 税負担削減行動の決定要因の分析

表5は各説明変数の基本統計量を示している。

表5 基本統計量

変数	平均値	標準偏差	最大値	中央値	最小値
売上高自然対数	15.630	1.265	22.653	15.575	11.238
売上高成長率	0.108	0.288	1.084	0.067	-0.433
総資産事業利益率	0.445	0.027	0.136	0.038	0.007
負債比率	0.607	0.210	0.946	0.636	0.147
運転資金	0.260	0.181	0.677	0.251	-0.109

表6 相関係数

	ETR	売上高自然対数	売上高成長率	総資産事業利益率	負債比率	運転資金
E T R	1.000					
売上高自然対数	0.101	1.000				
売上高成長率	-0.053	0.007	1.000			
総資産事業利益率	-0.108	0.091	0.128	1.000		
負債比率	0.113	0.085	0.089	-0.161	1.000	
運転資金	-0.052	-0.190	-0.041	0.132	-0.485	1.000

また表6には各変数間の相関係数を示している。各説明変数間の多重共線性の問題を確かめるため、VIF（Variance Inflation Factors）テストを実施した。結果はいずれの変数も1.4を下回っていたので、多重共線性の影響は少ないと考えられる。税負担削減行動の決定要因を調査するために行った重回帰分析の結果は、表7から表9に示している。表7は全体を用いた結果であり、表8は中小法人、表9は大法人の結果である。いずれの結果も不均一分散に対処するため、Whiteの検定を行っている。

### 1. 全体企業

まず、全体企業の結果（表7）を見ると、規模を示す売上高以外の説明変数については予測通りの符号となった。ETRと収益性及び成長性は負の関係にあり、0.1%水準で有意であった。これは、税額控除や特別償却のような税制上の恩典を受けられるような投資を実行できる企業は、税負担を削減するという予測と一致している。また、ETRと負債比率についても正の関係が確認でき、0.1%水準で有意であった。これは、負債が多い企業ほど税負担削減行動は減少するという予測と整合する。ETRと資金繰りについても正の関係が見られ、

1%水準で有意であった。これは、資金が多ければ税負担削減行動は抑制され、少なければ税負担削減行動に従事する可能性を示唆している。

### 2. 大法人及び中小法人

資本金1億円以下の中小法人と資本金1億円超の大法人に区分して、重回帰分析を行った結果を見ると、ETRと売上高の関係は、中小法人では0.1%水準で有意な正の関係となり（表8）、大法人では5%水準で有意な負の関係となった（表9）。大法人の結果は、上場企業を対象に行った奥田・山下（2011）の結果と整合的であり、規模が大きくなるほど税務・法務部門への投資が可能となり、結果として税負担削減行動が促進されるという予測と一致する。

他方、中小法人の結果については、税制上の優遇措置の影響がはっきりと現れており、特に軽減税率の影響が大きいと考えられる。年度によって差異はあるが、例えば、2009年4月に開始した事業年度では、法人税率は30%であるところ、中小法人では年間800万円以下の部分は18%に軽減されている。表8の売上高自然対数の係数が有意に正であることから、売上高が大きくなれば

表7 税負担削減行動の決定要因分析：全体企業 [11,850社]

切片	売上高自然対数	売上高成長率	総資産事業利益率	負債比率	運転資金	修正済 R <sup>2</sup>
0.178*** (8.240)	0.014*** (11.396)	-0.029*** (-5.348)	-0.620*** (-11.187)	0.087*** (9.634)	0.029** (2.801)	0.034

White 検定により不均一分散に対処済

† p<.10, \*p<.05, \*\*p<.01, \*\*\*p<.001

表8 税負担削減行動の決定要因分析：中小法人（資本金1億円以下） [11,226社]

切片	売上高自然対数	売上高成長率	総資産事業利益率	負債比率	運転資金	修正済 R <sup>2</sup>
0.202*** (8.680)	0.013*** (9.128)	-0.026*** (-4.775)	-0.611*** (-10.969)	0.086*** (9.444)	0.031** (2.955)	0.030

White 検定により不均一分散に対処済

† p<.10, \*p<.05, \*\*p<.01, \*\*\*p<.001

表9 税負担削減行動の決定要因分析：大法人（資本金1億円超） [624社]

切片	売上高自然対数	売上高成長率	総資産事業利益率	負債比率	運転資金	修正済 R <sup>2</sup>
0.641*** (5.886)	-0.012* (-2.139)	-0.080*** (-2.696)	-0.805** (-2.456)	0.177*** (3.386)	0.037 (0.633)	0.057

White 検定により不均一分散に対処済

† p<.10, \*p<.05, \*\*p<.01, \*\*\*p<.001

なるほど ETR は上昇している。つまり、所得に占める軽減税率部分の割合が小さくなるのが分かる。さらに、中小法人は多少規模が大きくなっても税務・法務部門への投資は限定的に成らざるを得ず、大企業のような税負担削減行動をするまでにはいかないことが推測される。加えて、規模が大きくなるほど税務署に注目されやすくなるため、税負担削減行動を行いにくいのではないかと考える。

さらに、ETR と資金繰りの関係に着目すると、中小法人では 1% 水準で有意な正の関係があることが確認されたにもかかわらず、大法人ではそのような関係は確認できなかった。これは、中小法人では税負担削減行動に資金繰りの影響が及ぶ一方で、大法人ではさほど影響しないことを示唆している。

## Ⅶ. 結論及び今後の課題

近年、企業の税負担削減行動による課税逃れが国際的な社会問題になっている。実際、上場企業に関する実証研究は多いけれども、非上場企業に関する実証研究の蓄積はほとんどない。そこで、本稿では日本の非上場企業における税負担削減行動の実態を調査した。第 1 に、日本の非上場企業の税負担削減行動の水準を測るため、ETR の分布を検証した。第 2 に、税負担削減行動の決定要因の調査を行った。その際、大法人と中小法人に区分して比較した。

まず、第 1 の分析の結果、実質的な繰越欠損金の影響を排除する前の ETR の分布では、ETR が 0% 付近の企業の集団が相当数存在したにもかかわらず、排除した後では、5 年及び 10 年分布において ETR が 0% 付近の企業の集団は見られなくなった。これにより、企業が繰越欠損金の繰越控除制度の適用を受けていることが推測される。また、実質的な繰越欠損金の影響を取り除くと、1 年分布の ETR は、5 年及び 10 年分布より低いことが判明した。これは、非上場企業が税法の規定を重視し、1 年ごとに税負担削減効果が現れる優遇税制を適用している証左といえる。また、優遇税制の適用を受けていない大法人と、適用を受

けている中小法人に区分した分布を見ると、明らかに中小法人の方が ETR の水準は低い。これは中小法人が優遇税制の恩典をいかに受けている証拠である。

第 2 の分析である税負担削減行動の決定要因を調査するための重回帰分析では、先行研究と同様に、税負担削減行動は、規模、成長性、収益性、負債比率の影響を受けていることが確認された。しかし、中小法人では規模要因は必ずしも税負担削減行動と負の関係にならないことが判明した。また、先行研究では分析されていない資金繰りについても確認した。その結果、大企業では資金繰りが税負担削減行動の決定要因となっていない一方で、中小法人では有意な決定要因となっていることを明らかにした。この結果は、中小法人に関する制度議論や研究においては、単に規模や収益性、成長性に注目するだけでなく、資金繰りが税負担削減行動に及ぼす影響を考慮すべきことを示唆している。

本稿の貢献は次の 2 点である。第 1 に、法人課税制度に対して、繰越欠損金制度や中小法人優遇税制の影響の大きさを示したことである。現在、繰越欠損金制度については繰越期間を伸ばすかわりに控除額を制限する議論がなされている。図 1 及び図 2 の ETR の分布から分かるように、繰越欠損金制度を利用していることが推測される法人はかなり存在しており、その改正の影響を受ける企業は多く、税収や企業経営に与える影響も大きい。また、中小法人への優遇税制の影響は図 3 及び図 4 の分布から明らかであり、その企業数から鑑みても影響力は大きい。第 2 に、中小法人に関する制度議論や研究では、単に規模や収益性、成長性に注目するだけでなく、表 8 の結果より資金繰りにも十分に注目すべきであることを指摘した。

今後の課題として、次の 3 点を挙げる。第 1 に、先行研究の奥田・山下 (2011) では、制度特性として税制による影響が大きい試験研究費、海外売上高、償却対象有形固定資産といったデータを用いて、より多面的な分析を行っている。非上場企業でも限られてはいるが償却費のデータが入手可能であるため、償却費を税負担削減行動の決定要

因に加えた分析を行うことである。第2に、奥田・山下（2011）では、産業の違いが長期カレント ETR の水準に影響を与えていることを明らかにしているため、非上場企業についても産業ごとの分析を行うことである。第3に、本稿で用いた ETR は法人税等調整額を加味しているため、一時差異の影響を取り除いている。先行研究のように一時差異の影響を含んだ、カレント ETR を用いた分析を行うことである。

会計基準の国際化に伴い、会計利益と課税所得計算を結びつけている確定決算主義を見直すべきとの議論が起きている。確定決算主義の見直しが企業の税負担削減行動に及ぼす影響を、上場企業及び非上場企業の観点から長期的に検証したい。

（参考文献）

- Badertscher, B. A., Katz, S. P., Rego, S. O., “The Separation of Ownership and Control and Corporate Tax Avoidance”, *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 56, 2013, pp. 228-250.
- Chen, S., Chen, X., Cheng, Q., Shevlin, T., “Are Family Firms More Tax Aggressive Than Non-Family Firms?”, *Journal of Financial Economics*, Vol. 95, 2010, pp. 41-61.
- Chyz, J. A., Leung, W. S. C., Li, O. Z., Rui, O. M., “Labor Unions and Tax Aggressiveness”, *Journal of Financial Economics*, Vol.108, 2013, pp. 675-698.
- Dyregang, S. D., Hanlon, M., Maydew, E. L. “Long-Run Corporate Tax Avoidance”, *The Accounting Review*, Vol. 83, No. 1, 2008, pp. 61-82.
- Dyregang, S. D., Hanlon, M., Maydew, E. L. “The Effects of Executives on Corporate Tax Avoidance”, *The Accounting Review*, Vol. 85, No.4, 2010, pp. 1163-1189.
- Frank, M. M., Lynch, L. J., Rego, S. O., “Tax Reporting Aggressiveness and Its Relation to Aggressive Financial Reporting”, *The Accounting Review*, Vol. 84, No. 2, 2009, pp. 467-496.
- Lanis, R., Richardson, G., “Corporate Social Responsibility and Tax Aggressiveness: An empirical analysis”, *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 31, 2012, pp. 86-108.
- Lennox, C., Lisowsky, P., Pittman, J., “Tax Aggressiveness and Accounting Fraud”, *Journal of Accounting Research*, Vol. 51, No. 4, 2013, pp. 739-778.
- McGuire, S. T., Omer, T. C., Wang, D., “Tax Avoidance: Does Tax-Specific Industry Expertise Make a Difference?”, *The Accounting Review*, Vol. 87, No. 3, 2012, pp. 975-1003.
- 大沼宏「税負担削減行動と経営者報酬の関連性」『産業経理』第71巻第4号、産業経理協会、2012年1月、112～121頁。
- 奥田真也・山下裕企「日本における長期カレント実効税率の実態と規定要因」『産業経理』第71巻第1号、産業経理協会、2011年4月、45～54頁。
- 山下裕企「税負担削減行動の指標に関する一考察」『経営総合科学』第94号、愛知大学経営総合科学研究所、2010年9月、9～30頁。
- 山下裕企・大沼宏・鈴木健嗣「申告所得公示制度の廃止が企業の税負担削減行動に及ぼす影響」『会計』第180巻第1号、森山書店、2011年7月、101～114頁。